

令和2年7月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月6日(月) 午後1時30分から午後2時27分
- 2 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
- 3 出席委員

1番 池田政孝	2番 (欠番)
3番 中村津多子	4番 江里口泰信
5番 大家州斉	6番 山口英彦
7番 中尾隆尚	8番 南里公敏
9番 古賀巧	10番 立石力久
11番 高木一敏	12番 皆良田秀喜
13番 川浪傳一	14番 貝原敏正
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第6号議案 非農地通知について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 斉 庶務係長 森川 幸代

7 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和2年7月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、貝原会長より御挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。大変忙しい農繁期も終盤を迎えましたが、大豆の植付け、種まきも残っております。この雨でどうなることかと非常に心配をしております。 3年間の農業委員の任期も今月19日で終わることになります。新型コロナの発生でいろいろな行事も制約を受けまして、今まで職員さんの歓迎会、送別会、あるいは私たちの御苦労会も延期をしております。 本日は第1号議案から第6号議案まで議案提出をしておりますので、最後までよろしくをお願いいたします。 過去は、任期最後の年はお別れ旅行をするということでやっておりましたが、先ほど言いましたように全ての行事を取りやめております。コロナウイルスも東京、あるいは京浜地帯ではまだまだ収束してはいないようでございますが、佐賀県においては、食事会ぐらいはようなかろうかというようなことで役員会でも決定をいたしましたので、本日、午後6時半からということで計画をしておりますので、皆さん方大変お忙しいと思いますが、御出席をしていただきますようお願いいたします。 なお、今度の新しい農業委員は、今月20日に認証式が行われるということになっております。皆さん方、非常にお忙しい中を、優良農地を守るという使命の下、耕作放棄地の解消、農業規模拡大、あるいは農地の売渡しのあっせん、それから、農地法第5条による売渡し等のいろいろな方面でお骨折りをいただきました。 最後になりましたが、この3年間、皆さん方にはいろいろと御協力をいただき、本当にありがとうございました。今後の農業委員会のますますの発展と皆さん方の御健勝を心からお祈り申し上げまして、私の最後の挨拶といたします。本当にお世話になりました。（拍手）
事務局	ありがとうございました。 本来ならば、4月の始めに紹介をすべきところだったんですが、年度当初、すみません、私が不慣れで、なかなか紹介をすることができませんでした。今、会長の御挨拶にもありましたように、本日が定例農業委員会最後ということではあります。紹介をしていなかった職員について紹介したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず、今回4月の人事異動で企画政策課から農業委員会のほうに異動になりました中島といいます。よろしくお願いいたします。
事務局	4月の異動で農業委員会のほうで仕事させていただいております中島と申します。委員の皆様とお話をする前に退任される委員の皆様もいて、寂しい気もありますけれども、改選後も農業委員を続けられる皆様どうぞよろしくお願い致します。（拍手）
事務局	続きまして、会計年度任用職員の田中といいます。よろしくお願いいたします。
事務局	4月からお世話になっております田中と申します。 まず、農業の用語から分からない中での仕事でしたが、皆様のおかげでどうにか楽しくお仕事させていただいております。本当にお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）
事務局	あと、ここにいる局長の岸川と庶務係長の森川、あと、事務所のほうに副局長で西村がおります。ですから、計5名で農業委員会事務局の事務を取り扱っております。

すので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は皆良田委員から定刻の時間より遅れるというふうにつながっております。ですが、現時点で出席委員は12名です。在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、小城市農業委員会会議規則によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は貝原会長にお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年7月の農業委員会を開会いたします。

早速ですが、議事に入ります。

議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

本日の議事録署名委員につきましては、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。

13番川浪委員、1番池田委員にお願いいたします。

次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。

申請番号1番について事務局より議案の説明を願います。

議案書1ページを御覧ください。

本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1番について説明いたします。

資料は1ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件は、場所は牛津町上砥川で、新堤ため池のすぐ東にある田んぼで、申請理由は、先ほども申しましたように譲受人の規模拡大となっております。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2番について議案の説明を願います。

申請番号2について説明いたします。

資料は5ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件は、場所は小城町畑田の佐賀県果樹試験場から東へ150メートルほどの所にある畑で、申請理由は譲受人の規模拡大となっております。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。

議長

事務局

議長

事務局

議長

事務局

申請番号1番について事務局の議案の説明を願います。

議案書2ページを御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明いたします。

資料は10ページからとなっております。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、牛津小学校から西へ500メートルほどの牛津町勝江津ケ里地区にある農地で、転用目的は共同住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は側溝を敷設し西側水路に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、12番皆良田委員に調査結果報告をお願いします。

12番

土地の所在地、申請者は事務局から説明のとおりでございます。

調査事項を読みたいと思います。

1、申請目的や位置の検討について、牛津小学校の近くに位置して交通の便もよく、需要が見込まれるため、申請地を選定した理由は適当であると判断できます。

計画面積は、1棟6世帯で計画されており、適当であると判断できる。

実現確実性の判断について、隣接所有者や地元で事業計画を説明しており、申請目的どおりに事業を実施されることは確実であると考えています。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は申請地に側溝を置いて集水後に西側の水路に放流し、雑排水は合併浄化槽で処理後に水路に排水されるということです。

その他の特記事項は、申請者から説明を受けており、雑排水は下水道につながることやっただすけど、合併浄化槽に変更することを確認しました。

以上です。

議長

ただいまの事務局の説明、それから委員の報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別にないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。

申請番号1番について事務局の議案の説明を願います。

事務局

議案書3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明いたします。

資料は20ページからとなっております。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、牛津小学校から西へ600メートルほどの牛津町勝江津ケ里地区にある農地で、転用目的は建売分譲住宅でございます。農地面積は389平米でございますが、隣接する宅地と合わせて開発する計画であり、総面積は1,404.14平米となっております。

被害防除対策ですが、雨水排水は用囲に側溝を敷設し南側水路に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は公共下水道へ接続し排水するため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましても事前調査を実施しておりますので、12番皆良田委員に調査結果報告を願います。

1 2 番

土地の所在地、譲受人、譲渡人は事務局から言われたとおりでございます。

調査報告をしたいと思っております。

1番、申請目的や位置の検討については、これも小学校近くに位置して交通の便もよく需要が見込まれるため、申請地を選定した理由は適当であると考えています。

計画面積の検討について、農地と宅地を合わせての開発であり、6区画での販売を計画されており、適当であると考えています。

実現確実性の判断について、地元で事業計画の説明をされており、申請目的どおり事業を実施されることは確実と考えています。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は申請地の周囲に側溝を敷設して集水後に南側の水路に放流、雑排水は公共下水道に接続し排水されるので、周辺への影響は少ないと判断できる。

その他の特記事項は、6月9日に申請者から説明を受けています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明、それから委員の報告に対して、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2番について事務局より議案の説明を願います。

事務局

申請番号2番について説明いたします。

資料は29ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件は、令和2年4月の農業委員会において、建売分譲住宅への転用として

審議をしていただきました三日月町土生地区にある農地の隣接地で、転用目的は建売分譲住宅の敷地の拡張でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は側溝を経由し申請地東水路へ排水し、し尿処理と生活雑排水は公共下水道に接続し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等からおおむね1,000メートル以内にある第2種農地となります。通常はおおむね500メートル以内が農地区分の判断となる距離ですが、JR小城駅を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の割合が40%を超えており、延長できる半径は1キロメートル—1,000メートルまでとなります。許可基準は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、3番中村委員に調査結果報告を願います。

3 番

調査結果報告をいたします。

(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、土地の所在地、地目、面積、理由を読み上げる。)

調査事項ですけど、申請目的及び位置の検討については、4月下旬に農振除外の許可が下りたので、4月に転用した農地と一緒に宅地造成を行いたいということで、選定された理由は適当であると判断しました。

計画面積の検討については、計画利用図で適当であると判断します。

実現確実性の判定について、転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

被害防除及び用排水の検討について、雨水排水は東水路へ放流することで、ほかの周辺には問題ないと思います。

その他の特記事項については、特別ありません。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの委員の説明、事務局の説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3番について事務局の説明を願います。

事務局

申請番号3について説明いたします。

資料は36ページからとなっております。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この場所は、主要地方道佐賀外環状線の南にあり、ボートピア三日月から東へ420メートルほどの三日月町織島深川地区の市道に隣接している農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は表面排水より道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を

設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題といたします。

申請番号1番から23番まで一括して事務局の議案の説明を願います。

議案書は4ページから6ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明いたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が6件、利用権の再設定が17件、合計で23件、総面積は11万2,174平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。

以上でございます。

ただいまの議案説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。申請番号1番から23番まで原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

申請番号1番について事務局の議案の説明を願います。

議案書7ページから8ページを御覧ください。

所有権移転について本日の審議件数は10件でございます。

申請番号1について説明いたします。

(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。

議長

事務局

議長

事務局

議長

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号2番について事務局の議案の説明を願います。</p> <p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号3番について議案の説明を願います。</p> <p>申請番号3について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号4番について事務局の議案の説明を願います。</p> <p>申請番号4について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの御説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号4番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号5番について事務局より議案の説明を願います。</p> <p>申請番号5について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号5番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号6番について事務局より議案の説明を願います。</p> <p>申請番号6について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号6番につきましては、あっせん委員が私でございますので、結果報告をいたします。</p> <p>4月定例委員会において、あっせん委員に指名されました。</p> <p>所有者と会い、要件等を確認いたしました。その後、この地域の認定農業者である、隣接地を耕作している(氏名)と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるか尋ねました。(氏名)は小作人でもありますので、今回の条件提示でよいということで、反当(価格)で買い受けをしたいとの(氏名)の回答を受け、所有者にあっせんを伝えましたところ、それでよいということで、成立したことを伝えました。</p> <p>今後の日程等につきましては、事務局より連絡させる旨を伝えました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号6番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号7番について事務局の議案の説明を願います。</p> <p>申請番号7について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	申請番号7番につきましては、あっせん委員の9番古賀委員に結果報告を願います。
9 番	<p>結果報告を行います。</p> <p>農地地番、面積は、今、事務局がおっしゃられたとおりです。</p> <p>5月8日、5月農業委員会で上記土地のあっせん委員に指名される。</p> <p>5月8日、所有者と会い、これまでの上記の土地の耕作者の確認と要件等の確認をしました。</p> <p>5月9日、これまでの耕作者の（法人名）に購入の打診、価格についての話し合いをしました。社長より購入の意思があり、所有者の総額（価格①）についても了承されました。</p> <p>5月9日、所有者に会い、上記金額にて合意を得てあっせんが成立したことを伝え、売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えました。</p> <p>確認事項、成立価格、10アール当たり（価格②）、総額の（価格①）。買手は農業法人です。買手は自己資金で、売買契約の耕作者は購入予定者、所有者のあっせん成立が完了する。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明、委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。（質疑なし）</p>
	<p>別がないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
	<p>（挙手）</p>
	<p>全員賛成ということでございますので、申請番号7番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号8番について事務局の議案の説明を願います。</p>
	<p>申請番号8について説明いたします。</p>
	<p>（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）</p>
	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号8番につきましては、あっせん委員の8番南里委員に結果報告を願います。</p>
8 番	<p>あっせん結果報告をいたします。</p> <p>土地の所在地と譲渡人は、事務局からの説明で省かせてもらいます。</p> <p>4月6日の農業委員会であっせん委員に指名されます。</p> <p>4月8日に所有者と会い、条件などを確認いたしました。</p> <p>そして、この地域の認定農家で、今、小作している（氏名）と会い、申請が出ていることを説明し、購入の意思があるかどうかを考えてもらうことで返事を待ちました。</p> <p>4月15日、（氏名）から連絡があり、今回の提示の条件で、反当（価格）だったら買うということを知っていただき、成立いたしました。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。（質疑なし）</p>
	<p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
	<p>（挙手）</p>

事務局	<p>全員賛成でございますので、申請番号8番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号9番について事務局より議案の説明を願います。</p> <p>申請番号9について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号9番につきましては、私があっせん委員になっておりますので、結果報告をいたします。</p> <p>面積と地番につきましては、ただいま事務局が説明したとおりでございます。</p> <p>4月6日、あっせん担当に指名されまして、4月7日に譲渡人に会い、譲渡しの意思の確認をいたしました。大体どのぐらいでというような話まで聞きまして、反当(価格)ぐらいでどうだろうかというような話がありました。</p> <p>それで、隣接者の(氏名)と会い、買う意思があるかということを確認いたしました。(氏名)は譲渡人とは遠い親戚関係でもございましたので、(氏名)が(価格)で買うというようなことでもございましたので、譲渡人にその旨を伝えまして、双方とも了解していただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの報告に対しまして、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別がないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号9番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号10番について議案の説明を願います。</p> <p>申請番号10について説明いたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号10番につきましては、あっせん委員の8番南里委員に結果報告を願います。</p>
8 番	<p>土地の所在地と面積、譲渡人は、さっきの事務局からの説明と一緒にです。</p> <p>それでは、あっせん報告をいたします。</p> <p>4月6日の農業委員会であっせん委員に指名されます。</p> <p>4月10日に所有者と会い、条件などを確認いたしました。そのときには、この地域に住む新規就農者の(氏名)が購入の意思があるということなので、その場であっせんも決定しました。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明・報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p>

事務局	<p>全員賛成ということでございますので、申請番号10番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題といたします。</p> <p>売渡希望の申請番号1番について事務局の議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書9ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は売渡希望が1件でございます。</p> <p>資料は43ページからとなります。</p> <p>売渡希望の申請番号1について説明いたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。</p> <p>売渡希望の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、売渡希望の申請番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、同じく第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてのうち貸付希望を議題といたします。</p> <p>申請番号1番について議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は同じく9ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は貸付希望が1件でございます。</p> <p>資料は48ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明いたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別のないようですので、採決いたします。</p> <p>貸付希望の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、貸付希望の申請番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、第6号議案 非農地通知についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書10ページを御覧ください。</p> <p>第6号議案 非農地通知について説明いたします。</p> <p>資料は52ページからとなっております。</p> <p>まず初めに、議案書としてお配りいたしました数値に誤りがありました。それで、今日机の上に一枚紙で同じものをですね、数字を訂正したものを置かせていただいております。それに基づきまして説明させていただきたいと思っております。</p>

非農地判断については、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回の138筆については、令和2年2月の農地パトロールにおいて、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

今回審議していただく農地は、田が10筆の5,559平方メートル、畑が128筆の7万6,601平方メートル、合計の138筆、8万2,160平米でございます。

農地の所在や地目、面積等の一覧は議案資料に記載しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、何か質問等があればお願いいたします。非農地通知について質問等はないでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地通知について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ほかに何か皆さんからないでしょうか。

(なし)

ないようですので、次回の日程等について連絡があれば事務局よりお願いいたします。

事務局

今月の農地転用現地調査日ですが、7月27日月曜日、午後1時30分から西館2-6会議室。

8月の定例農業委員会の日時、場所ですが、8月5日水曜日、午後1時30分からここ大会議室で行います。

以上でございます。

議 長

ほかに皆さん方からないようですので、以上をもちまして7月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員